

島原地域広域市町村圏組合介護サービス相談員派遣事業実施要綱

平成27年6月1日告示第16号

改正 令和3年3月29日告示第4号 令和5年3月16日告示第11号

(目的)

第1条 この事業は、介護サービスの提供の場を訪問し、サービスを利用する者及び家族（以下、「利用者等」という。）の話を聴き、相談に応じる等の活動を行う者（以下、「介護サービス相談員」という。）の登録を行い、派遣を希望する介護保険サービスを提供する施設・事業所、食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホーム及び安否確認・生活サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅（以下、「事業所」という。）の利用者等の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）とする。

(介護サービス相談員の委嘱)

第3条 介護サービス相談員は、介護保険及び高齢者福祉に関する理解と熱意を有する者のうちから、島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。
2 介護サービス相談員は、管理者が指定する一定水準以上の研修を受けなければならない。

(謝礼金)

第4条 介護サービス相談員に対して、派遣の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。
2 管理者は前項の謝礼金の支払について、介護サービス相談員の申出により口座振替の方法により支払うことができる。

(事業の内容)

第5条 この要綱による事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 介護サービス相談員の派遣

- ア 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所は、介護サービス相談員派遣申出書（様式第1号）により管理者に申し出る。
- イ 管理者は、派遣の希望があった事業所について、それぞれの担当となる適切な介護サービス相談員（原則、1事業所ごとに2名）を決定し、当該事業所に対して、介護サービス相談員派遣決定通知書（様式第2号）により通知する。
- ウ 1事業所における同一の介護サービス相談員の活動期間は、1年以内とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、延長することができる。

(2) 介護サービス相談員の活動

- ア 介護サービス相談員は、担当する事業所を定期又は随時に訪問する。
- イ 介護サービス相談員は、利用者等との面談やサービスの現状把握等の結果、サービス提供等に関して気づいたことや提案等がある場合には事業所にその旨を伝え、解決方法等の意見交換を行い、事業所とともに利用者等に説明する。
- ウ 介護サービス相談員は、活動に関する介護サービス相談員活動報告書（様式第3号）を作成し、管理者に提出しなければならない。
- エ 介護サービス相談員が活動を行うときは、島原地域広域市町村圏組合介護サービス相談員証（様式第4号）を携行し、関係人の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- オ 介護サービス相談員は、利用者等のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。
- カ 組合は、介護サービス相談員の活動に関して問題が生じた場合は、事実関係等を把握するとともに、介護サービス相談員及び事業所と協議の上、適切な対応を行う。

(3) 事業所の役割

- ア 介護サービス相談員が活動する事業所では、事業所担当者を選任するとともに、介護サービス相談員の活動を支援する。
- イ 事業所は、事業に関する効果等を利用者及び事業所職員から把握し、組合と意見交換を行う。

2 事業の実施について、介護サービス相談員、事業所及び組合の三者は、その目的を尊重し、相互に協力しなければならない。

（費用の負担）

第6条 派遣を決定した事業所は、介護サービス相談員の派遣に要する経費の負担を無料とする。

（秘密保持）

第7条 介護サービス相談員は、事業の実施で知り得た利用者等の秘密を他人に漏らしてはならない。事業の終了後及び介護サービス相談員を退いた場合も同様とする。

2 介護サービス相談員は、第1項に規定する内容について、宣誓書（様式第5号）に署名してからでなければ、その活動を行ってはならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第4号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日告示第11号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

介護サービス相談員派遣申出書

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

（申請者）

所在地

名 称

次のとおり介護サービス相談員の派遣を希望します。

派遣希望事業所			
所 在 地	〒		
電話番号		FAX番号	

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

介護サービス相談員派遣決定通知書

貴事業所から 年 月 日付で申出があった介護サービス相談員の派遣について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

事業所等の名称	
所在地	
派遣する介護サービス相談員の氏名	

様式第3号 (第5条関係)

介護サービス相談員活動報告書

介護サービス相談員名 _____
 介護サービス相談員名 _____

事業所名		提出日	年 月 日
活動報告		事業所の対応・回答	
利用者の声・相談の内容			
1 要望 2 不満 3 苦情 4 意見など 5 身体拘束 ・虐待 6 その他			
観察・気づいたこと			
1 環境 2 利用者の状況 3 職員の態度など 4 身体拘束 ・虐待 5 その他			
その他			

様式第4号(第5条関係)

島原地域広域市町村圏組合介護サービス相談員証

(表)

様式第4号	
島原地域広域市町村圏組合 介護サービス相談員証	
写真	氏名 _____ 上記の者は、島原地域広域市町村圏組合介護サービス相談員派遣事業により派遣する介護サービス相談員であることを証明する。
年 月 日	島原地域広域市町村圏組合管理者 印

(裏)

注 意	
1 介護サービス相談員派遣事業の活動にあたっては、常に本証を携行しなければならない。	
2 氏名を変更し、または本証を汚損し、もしくは紛失したときは、本証の再発行を受けなければならない。	
3 本証を改ざんし、または他人に貸与し、もしくは譲渡してはならない。	
4 介護サービス相談員でなくなったときは、直ちに本証を返還しなければならない。	
5 本証の有効期間は、交付の日から 年 月 日までとする。	
(交付日： 年 月 日)	

様式第5号（第7条関係）

宣 誓 書

私は、ここに島原地域広域市町村圏組合介護サービス相談員派遣事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、介護サービス相談員の活動として知り得た秘密を守ることを固く誓います。

年 月 日

(氏 名)